

開発審査会の運営について

第49回大阪市開発審査において委員から頂戴したご意見とその対応方針

前回の審査請求事案では、平成28年12月22日に審査請求され、平成29年11月8日に裁決されるまで、実に10ヶ月もの審理期間を費やすこととなった。

今後、下記～により審理期間を短縮することはできないか。

口頭審理を早期に実施することで、請求人が求めていることを早期に聴取する機会を得ることはできないか。

- ・双方からの書面による主張が出尽くしたあとに口頭審理を実施している。
- ・反論書・弁明書のやり取りにおいて、事務局からも、請求人及び処分庁に対して、審査会で審理を行うにあたり明らかにしてほしい点をアドバイスしながら、書面審査が速やかに進むよう促し、早期に口頭審理が実施できるよう努めていく。
- ・個々の事案が出てきた時点で、委員の皆様と相談しつつ、個別の状況を勘案して、最も適切な方法を検討する。

開発審査会として現地調査を実施することはできないか。

- ・現地調査の実施自体は否定されないが、審理における双方の主張は、原則として書面により行われるものと考えている。
- ・公費支出の必要性の観点からは、書面によっては確認しがたい事実がある場合に限定して現地調査を実施することもできなくはないが、現実的には難しいと考えている。

大学の調査委員会や民間の第三者委員会では、スタッフを手厚く確保しているように思う。同様に、開発審査会においても、従事者の人数を増やす等、実務体制を強化することはできないか。

- ・実態として審査請求事案を常時抱えているものでもないため、大阪市全体として人員が削減されている中で、人員配置の増加を要求することは現実的に難しい。
- ・限られた人員ではあるが、前回の審査請求事案では至らなかった部分を適宜改善していきながら、委員の皆様と密に意思疎通を図りつつ、審理期間の短縮に向けて鋭意努力してまいりたい。

